

※協会のうごき

R 3年 9月

- 7日 開設者・管理建築士のための管理建築士研修会
- 15日 日事連理事会(Web)



デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う建築士法等の一部改正について

9月1日より建築士法等の一部改正がありました。内容としては下記のとおりです。

- ・設計図書に設計者の押印が不要
 - ・工事監理報告書の押印が不要
 - ・建築士事務所において事務所に設置しておく書類の建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類の開設者の押印が不要
- ※今回の改正により重要事項説明書の電磁的方法による提供が可能となっておりますが、それに伴いIT重説の実施マニュアルの改定も行っております。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00025.html

※当協会ホームページにも掲載しております。

秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱の一部改正について

秋田県建設部技術管理課

- 改正理由
本庁における発注事務の円滑化と効率化を図るため、建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱の改正を行う。
- 改正内容
建設コンサルタント業務等における課(室)入札審査会の審議する金額を変更する。
- 施行期日
改正後の規定は、令和3年10月1日から施行する。

秋田県営繕課からのお知らせ

- ◎営繕工事関係様式集→秋田県営繕工事関係様式(H8年7月22日営-386)は廃止。営繕工事関係様式集を制定。
 - ◎営繕工事に係る特記仕様書の改定→営繕工事に関する基準等の改定に伴い建築工事特記仕様書並びに関連特記仕様書を改定。
 - ◎営繕工事設計業務委託共通仕様書等の一部改正↓
 - ◎「秋田県週休2日制モデル工事に関する営繕課運用」の一部改正↓
秋田県の行政手続等における押印・書面・対面方式の見直しに伴い、一部改正しました。
- ※令和3年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用します。
秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」内「組織別案内」>「建設部」>「営繕課」に掲載しております。

R 3年10月(予定)

- 7日 被災建築物応急危険度判定2021年度全国連絡訓練
- 15日 第35回秋田の住宅コンクール審査会(秋田ホテル)
- 18日 第2回耐震診断事前審査(本荘CP)
- 25日 第2回耐震診断判定委員会(本荘CP)
- 26日 第4回理事会(Web)



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う建築士法の一部改正について

国土交通省建築指導課長

- 改正概要
一級建築士の免許、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証に関する国土交通大臣への書類の提出、これらに関する国土交通大臣の書類の交付、一級建築士の住所等の届出並びに一級建築士の死亡等の届出は住所地の都道府県知事を経由して行うこととされていたが、当該経由事務を規定していた法第10条の3が削除された。また、天災等の理由により中央指定試験機関が一級建築士試験を実施できなくなった場合に、受験の申込を住所地の都道府県知事を経由して行うこととされて当該経由事務を規定していた法第15条の7が削除された。
- 改正後の運用について
今般の改正により、住所等の届出、死亡等の届出免許の取消しの申請及び失踪宣告の届出について住所地の都道府県を経由しないこととされるが、申請者の利便等を考慮し、一級建築士登録等事務と同様に各都道府県の建築士会において、届出等の受付を行う窓口を設置する。
なお、一部都道府県においては、各都道府県との協議等により、従前より届出等の事務が委託されており引き続き建築士会において届出等の受付の事務を行うこととなる。

令和3年度違反建築防止週間の実施について

秋田県建設部長

- 実施期間 令和3年10月15日(金)から21日(木)
- 実施内容
 - ①建築基準法等の周知徹底
 - ②違反建築物の早期発見
 - ③一斉公開建築パトロールを令和3年10月20日(水)に実施する。

2021年「構造計算適合判定資格者検定」の受験案内書及び受験申込書が協会事務局にあります。必要な方は事務局までご連絡下さい。 ☎ 018-865-1225

第35回 秋田の住宅コンクール作品募集！！

【受付期間】令和3年9月1日(水)～9月30日(木) 詳細は協会ホームページをご覧ください。

